

中国における農地の「集団所有」と「包」についての一考察

The collective ownership of farmland and "Bao" in China

原田 忠直

Tadanao HARATA

要 旨

本論は、「家庭联产承包责任制」で導入された「承包権」を、革命前に柏祐賢が発見し、加藤弘之が改革開放後に再発見した「包」そのものであるという筆者の仮説に基づき、農地の権利構造の変遷を明らかにする試みである。言い換えれば、農地が村民委員会によって「集団所有」されているなかで、柏祐賢が描いた革命前の「包」的な農業経営がどの程度復活しているのかを考察することが、本論の目的である。具体的には、柏が描いた革命前の「包」的な農業経営の特徴の一つのガイドラインとし、1980年代半ばから1990年代半ば頃の上海市近郊農村で繰り広げられた農業の規模経営の事例、さらに近年の農業政策（「三権分離」）を踏まえ、農地の権利構造についての分析を行った。そして、農地の「集団所有」が堅持されているにも関わらず（社会主義国家体制が維持されている）、革命前の「包」的な農業経営が、中国の大地において復活している実態を明らかにした。

キーワード：「包」、「承包権」、「所有権」、「経営権」、「一地二権」、「一地二主」

はじめに

中国において1978年から始まる改革開放政策とは、周知のように、1970年代半ば過ぎ、人民公社体制下において農民の労働意欲の減退および度重なる自然災害によって、「餓死」に直面した農民たちが、命を賭して自らの手で農地を農家単位に分配したことが、すべての始まりであった。そして、中国政府は農家に対して、農地の「所有権」を認めないかわりに「承包権」¹を与

1 「承包」の中国語表記は、“chengbao”。なお、日本語では一般的に「請負」と訳されることが多い。しかし、本論においても指摘しているように、この「請負」という言葉が「承包権」の実態を正確に捉えているとは言い難い。「包」の研究者を中心に、その適訳が探究されているというのが、現在の状況であるため、本論では、基本的にそのまま「承包」を使用している。

え、農民たちの命を懸けた行為を追認した。いわゆる、「家庭联产承包责任制」（日本では農家請負責任制と訳される）の導入であり、この政策転換は、農業部門に留まらず、その後の中国経済・社会の大転換をもたらすことになった。

本論は、この大転換によって生まれた経済秩序の特徴を明らかにすることが大きな目的であるが、その前提として、「家庭联产承包责任制」によって生まれた農地に関する二つの権利、すなわち、村民委員会（以下・村とする）を単位とする農地の「集団所有」に基づく「所有権」と「承包権」という「一地二権」について考察することから論を起こしたい。

ただし、この「一地二権」を理解することは容易ではない。少なくとも「所有権」とは、農地の「集団所有」を基礎とした社会主義国家体制の堅持にほかならないのだが、「承包権」とは、一体いかなる権利であるのか、少なくとも日本の中国研究において、未だに明確な回答が導き出されているわけではない。なかでも、「承包権」が的確な日本語で表現されるに至っていないことは、この研究領域の現段階の水準を如実に物語っている。それゆえ、まずここでは、「承包権」の理解を難しくしているいくつかの要因を、日本における「包」研究の歴史を踏まえながら指摘しておきたい。

第1に、そもそも日本の研究者の間では、「承包」という概念を「包」という言葉で語ってきた長い歴史がある。少なくとも「包」という言葉が定着した背景は、革命以前、柏祐賢²が『経済秩序個性論』のなかで「包」（「包的倫理規律」）という言葉を使用したことが、一つの契機であったといえる。そして、改革開放後の日本の中国研究においても、柏の「包」論を継承した加藤弘之³および筆者⁴も、「包」という言葉をそのまま使用している。さらに、近年の「包」研究は、中国社会の根底に存在する伝統的、慣習的な「包」の秩序を再発見し、改革開放後の経済や経営の状況を説明する試みに力点が置かれ⁵、大転換における非常に重要な概念の一つである「承包

2 柏祐賢（1907～2007 富山県出身）。1933年京都大学農学部卒業。その後、農林省、京都大学助教授を経て、1947年に京都大学教授。1971年京都大学定年退官。同年、京都産業大学経済学部教授。1978年から京都産業大学学長。2007年死去（なお、略歴及び著作目録の詳細は『柏祐賢著作集』第25巻に掲載されている）。本稿における「包」についての考察は、『柏祐賢著作集（全25巻）』（京都産業大学出版会、丸善販売、1985～90年）を利用している。『経済秩序個性論 中国経済の研究』は、『著作集』の第3～5巻に収録されている。

3 加藤弘之（1955～2016 愛知県出身）。1979年3月大阪外国語大学卒業。1981年3月神戸大学大学院経済学研究科博士前期課程修了、1982年3月神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程退学。1982年4月大阪外国語大学助手、1985年4月神戸大学経済学部専任講師、1996年4月同助教授、1997年4月同教授。2006年4月-2007年3月外務事務官（在中国大使館公使、アジア政経学会理事長（2007年-2009年）などを歴任）。

4 「包」に関する拙稿は次の通りである。原田（2011a）、原田（2011b）、原田（2013）、原田（2014a）、原田（2014b）、原田（2016）、原田（2017a）、原田（2017b）、原田（2018）、原田（2019a）、原田（2019b）がある。

5 加藤弘之（2016）、また、拙稿における方法論も、「包」論から改革開放後における中国の経済・社会の実態を読み取る試みといえる。さらに、中村（2019）は、「包」の視点からアパレル企業（国有）の経営スタイルに迫っている。

権」を正面に据えた研究が進んだとはいえない。それゆえ、上述した「家庭联产承包责任制」に含まれる「承包」と「包」とを同一視できるのかどうか、定まった見解が存在しているわけではない。

第2に、日本では「承包権」を、上述した「家庭联产承包责任制」の「承包」を「請負」と訳すように、「請負権」と解釈することが一般的である。また、柏がそうであったように「包」を「請負」と訳すことは、近年の「包」の研究者にも引き継がれている。しかし、この「請負権」が、具体的に何を請負っているのか明らかにされているわけではない。農地の問題に引き寄せていえば、この権利は、そもそも「耕作」だけを請負っているという解釈だったはずだが、その後、大きな変化が生まれてきている。たとえば、「承包権」（請負権）の契約期間は引き延ばされ⁶、さらに、「承包権」は、貸借、交換、譲渡は認められていなかったが、「農村土地請負経営法」（2003年）によって、その流動が正式に認められ、農地の「資産」または「財産」としての価値が具現化することとなった。つまり、農家に与えられた「承包権」は拡大解釈され、限りなく「所有権」に近づきつつある。もっとも、このような見方は、筆者の独自の解釈によるものであるが、本論では、農地には、村を単位とした「集団所有権」と農家が保有する「もう一つの所有権」という二つの権利が並列する状況を一つの前提として論を進める。

第3に、2013年12月に開催された中央農村会議では、農地の「所有権」、「承包権」、「経営権」という「三権分離」の確立が示され、新たに「経営権」が加わり、この権利の流動化が認められるようになってきている。つまり、この「三権分離」とは、村を単位とした「集団所有権」と農家が保有する「もう一つの所有権」の状態はそのまま据えおいて、「経営権」を第三者に請負わせることが可能となったことを意味する。なかでも、「経営権」を民間企業に請負わせることも可能となったことで、新たな農業経営の構造が生まれつつあるとともに、農業生産のさらなる発展が期待されている。そして、こうした「三権分離」に基づく構造は、「もう一つの所有権」と「経営権」の分離を可能として、「もう一つの所有権」はまさに富の源泉と化し、農家の「レントナー化」が可視化されることになっている。言い換えれば、「資産」「財産」の価値はより具現化され、「集団所有権」の主体である村と同じく、農家は、他者（たとえば、民間企業）に農地を「請負わせる」主体になったといえよう。そして、このような状況をみれば、農地の権利構造とは、上述した「一地二権」というよりも、むしろ一つの土地に村と農家というそれぞれの「主（あるじ）」が並び立ち、「一地二主」⁷の状態が生まれたといえる。いうまでもなく、農家が保有する「承包権」とは、もはや「請負」という言葉の範疇を超え、その日本語訳に疑義を挟まざるを得ない状況が生まれている。

6 たとえば、請負期間をみると、1980年代前半頃の請負期間は15年であったが、1990年代半ば、請負期間の満了を迎えた農民に対して新たに30年の請負期間が与えられた。

7 本論では、柏に従い「一地二主」と表現するが、中国では、「一田二主」あるいは「一田両主」といわれることもある。

第4に、筆者と同じように、「承包」を「請負」とすることに疑問を抱き、より適切な表現が必要であるとする研究者は少なくないと思われるが、上述したように今のところまだ適訳が示されているわけではない。ただし、これまで、筆者の知る限り、「請負」という訳に異議を申し立て、別の言葉で語った人物が一人いる。それは、革命前からの中国社会に精通した内山完造⁸。その人にほかならず、彼が提示した言葉とは「区切り」である⁹。この「区切り」の意味は、人と人、家と家、国と国などの間に明確な境界線を定め、あるいは土塁を堆くもって壁を作り、区切られた空間を作り出すことが「包」の本質であるという解釈である。一見すれば、この言葉は一体どのような意味を含むものなのか理解しづらいのだが、上述したように「承包権」には、「耕作権」、「もう一つの所有権」、「経営権」が含まれ、さまざまな権利が発生していく過程とは、権利によって区切られた空間、あるいは業務の内容が明確に区切られていく過程と似ており、その意味において「包」の本質を言い当てた言葉にほかならない。しかし、「区切り」とは、実に分かりづらい表現であるとともに、この言葉で、「包」が内包する特徴のすべてを語り切ることはできないというのが、筆者の見解である。

以上4点は、「包」の現代的意義を問う上では、避けては通れない道であり、この問題を整理しなくては、「包」論をより深く展開することはできないといっても言い過ぎではなからう。

本論において、筆者は、この課題に取り組むための一つの試みとして、次のような仮説を立てた。すなわち、「家庭联产承包责任制」で導入された「承包権」とは、革命前に柏が発見し、加藤が改革開放後に再発見した「包」そのものであるという仮説である。つまり、1970年代後半から始まる中国における大転換とは、一方において、上述したように「集団所有」を基礎とした社会主義国家体制が堅持されるとともに、他方では、日本の研究者の間で「包」と呼ばれる中国の伝統的な経済秩序の復活を意味するという解釈である。あるいは、「集団所有」と「包」というまったく異なる概念に基づく二つの経済秩序が、中国の大地において衝突し、二つの秩序が化学反応を起こしながら、未来に向かって歩み始めたとする見方でもある。そして、この化学反応を辿れば、「包」の理解をより深め、その適訳をみつけるためのヒントが隠れているのではない

8 内山完造 (1985-1959)。内山書店の経営者。魯迅との親交も深く、著書『生ける支那の姿』(1936年出版)の序は魯迅によってしたためられている。

9 内山は、「包」と中国人の特徴を次のように描く。「中国の習慣の中に包という制度があって、日本語には請負制度と訳されて居る。間違いではない。土木、建築、修理その他何でもこれだけの場所にこれだけの事を何日間に仕上げて何程でするかと言う風に何でも請負わせるのである。甚だしいのは包医と云って、医者が病気を請負うて治すと云うことまでである。三度の食事を仕出し屋が請負うて包飯というなどは、何の不思議もないことである。この包を請負と訳して居るが、私はもう一步踏み込んで区切ることであると云うのである。一戸の家は一つの区切りである。一つの市街に城をつくる(武装と云うことも出来る防壁と見ることも出来るが)大陸地帯での区切りである(村落の堡とか壘とか云う土を堆くしたのも同様)、国境線は大陸の大区切りである。こう考えて来る時に、中国人は中国人として生きる為には、先ず区切りからやらねばならぬ。ここに中国人が何事にも客観を先ず重視して、その客観との調整の範囲内でのみ主観を考えた、むしろ宿命とも言われる民族的習性がうなずかれるのである」(内山 2011 pp.60~61)

かと、筆者は考えている。

もっとも、「包」の復活は、農業部門から始まり、その後、あらゆる部門に浸透していくことになるのだが、本論では、あくまでも農業部門に限定し、とくに農地の「集団所有」と「包」の問題を中心に据えて論を進める。ただし、改革開放後における「集団所有」と「包」についての分析を始める前に、以下では、革命前に柏が捉えた中国農業の特徴、すなわち、農地の「集団所有」が未成立な状況のなかで、「包」的な農業経営がどのように成立していたのかを紹介したい。

1. 柏が捉えた「包」的な農業経営

柏は、革命前の中国の農業生産の構造を、地主の視点から主に「自営地主」、「集団地主」、そして、「田底権地主・田面権地主」の3つの形態に分類し分析を進めている（柏 1985）。ここでは、この3つの形態を紹介しつつ、革命前の「包」的な農業経営の特徴を明らかとしたい。

まず、「自営地主」をみると、この形態は、革命前の華北地方に多くみられたが、必ずしもこの地域だけではなく、中国において一般的な農業経営の一つとし（柏 1985 p.103）、その特徴を、柏は、次のように説明する。

「自営地主とは完全な不耕作貸付地主、すなわち完全に耕作離脱した純粹の地代取得者となっている地主ではなく、農村内部に居住して、多かれ少なかれ自分の土地経営を有している地主である。もちろん自家労力をもってすること少なく、多くは雇傭労力（打頭的等）に依存し、自らの農企業の危険負担を行っているものである。しかして自家経営以外の残余の土地を小作に附しているのである」（柏 1985 p.103）。そして、柏は、「この余分な土地の耕作をば、小作人をして請負わしめるのである。したがって、その土地の経営が小作人の手に移ったものと見られるよりは、その耕作が請負いの形において、小作人の手に移ったものとして見られえるのである。いわば一種の請負耕作と見られねばなるまい」とする（柏 1985 p.104）。さらに、地主と小作人の社会的結合関係として、小作人を零細な小農であるとした上で、小作人は「小作地の経営を自己の専業として営んでいるものではないのである。彼らはその経営のかたわら、雇傭賃労働の機会を求め、出稼ぎ、手工業・家内工業を通して収入を確保しなければならず、小作人でありながら、「地主の経営に賃労働者として雇傭される場合も多い」としている（柏 1985 p.107）。そして、このような脆弱な経済基盤しか持たない小作人は、「自営地主」に対して、「身分的な支配拘束さえも受けることを欲するようになり、そこには固定した身分的な上下支配拘束関係のある封建的社会類似の社会関係」が存在しているようにみえるかもしれないが、その実際は、そのような上下拘束関係が存在していないと断言する。その理由として、「自営地主」は、「中国に極めて豊富多量に存在している労働を、いつでも欲するままに、欲するだけの量を、自由労働市場より低廉に雇傭し得る状況にあるから、地主は求めて、ある特定の労働力を、身分的に自己の支配下におく必要はない」と説明する（柏 1985 p.107）。さらにこのような「自営地主」と小作人の関係から、柏は「身分的に自由な支那社会の秩序に呼応し」、「中国農村経済社会の身分的自由を成立」

させているとする（柏 1985 p.108）。

このように柏は、「自営地主」の特徴を説明しているのだが、「包」の視点から捉え直せば、主に次の点が指摘できる。

第1に、「自営地主」とは、農業生産に直接従事していたわけではないが、経営には関与しており、「所有者 耕作者」・「所有者 = 経営者」という構造を描くことができよう。つまり、「所有権」と「経営権」は、未分離な状態であり、以下で詳しくみる「集団地主」や「田底権地主・田面権地主」と比べ、地主の農業生産における存在感は高い。

第2に、実際の耕作は、雇用労働と小作人が担う二つのケースがみられるが、柏は農地の一部を小作人にその耕作を請負わせる点に「包」的な農業経営の一端を見出している。ただし、小作人に対してその「経営権」を与えているわけではなく、どこまでも地主が経営を担っていたとしている。つまり、「自営地主」における「包」的な特徴とは、耕作を小作人に請負わせていただけに過ぎず、第三者に仕事のすべてを丸投げするような「寄生的性格」を見出すことはできない。

第3に、「自営地主」と小作人の関係をみれば、そこに固定化されない状況、すなわち、実際の農作業に携わる人びとが、流動し続ける状況を見出すことが可能であろう。この点は以下でみる「集団地主」の形態にも看取できるものであるが、「包」の構成員（農業者）が絶えずシャッフルされるという点は「包」の「ビルド&スクラップ」という特徴にほかならない。もっとも、柏は、シャッフルされる要因を「中国に極めて豊富多量に存在している労働」の存在を前提として、固定化すればよりコスト高になるという地主の事情から説明するのだが、小作人の視点に立てば、身分が固定化されるよりも、多様な職に就き、または職を固定化しない方が、経済基盤の安定が図られ、さらに生活水準の向上を図るための機会に巡り合うチャンスは多いと受け止めていたという解釈も成り立つのではなからうか。

以上の3点からも明らかのように、この「自営地主」の形態において、耕作の請負およびその構成員がシャッフルされるという点に「包」の特徴を見出すことは可能である。しかし、「所有権」と「経営権」は未分離であるゆえ、「包」の構造は重層化しているわけではなく、実に単純な構造を有するだけである。したがって、「自営地主」とは、未発達な「包」的な農業経営に過ぎないと結論付けることができよう。

次に、「集団地主」をみると、この形態は、華南地方に多くみられたとし、その特徴を根岸勉治の『南支那農業経済論』などを参照しながら、柏は、次のように説明する。

「集団地主」とは、「多くの家族が土地を実際あるいは表面的に所有し、その土地を直接あるいは間接に農民に賃貸かつ耕作せしめる非個人的地主」であり、「集団地には種々なる形態があり、大体、学田・廟田・会田および大公田」が存在している（柏 1985 pp.108-109）。なかでも「大公田すなわち祖先の祭祀を行うために氏族が集団的に所有する」土地が多く、たとえば、広東省では耕地の3分の1を占め、珠江デルタではその割合は5~6割に達し、一宗族が所有する大公田の面積は「数千畝さらには二万畝」にも及んでいたとしている（柏 1985 p.109）。そして、

こうした大公田を始め、いわゆる族田の経営方式をみると、分種制（氏族全員が農地を分け、耕作に参加する方法）、輪番制（各房または各家が順番に族田を耕作する方法）、投耕制（耕作希望者に入札の方法によって耕作する方法であり、入札は氏族員以外の者も可能であった）という3つの制度が存在していたという（柏 1985 p.110）。このうち、柏はの投耕制に「包」的な農業経営を見出す。

この投耕制を詳しくみると、まず、「富商巨神が往々、投耕方法に基づき数千畝ないし数万畝の沙田」を請負い（もちろん彼らが直接耕作には携わることはない）、次いで、それらの土地を分割し、「分益農」あるいは「分耕仔」に転貸し、さらに、「大耕仔」や小作人に又貸しされていく（柏 1985 p.111）。また、それぞれの請負期間をみると、第一請負者である富商巨神から第2に、第3の請負者に下がるに従い、短縮化されていた。たとえば、中山県の事例から、第1請負者の契約期間は30年、第2請負者は5年、そして、実際の農作業を担う農民は1年と短いケースが多いとしている（柏 1985 pp.111-112）。

このように「集団所有」に基づく投耕制をみれば、人びとが数珠繋がりとなり農業経営を営む「包」の重層化構造、およびその構成員がシャッフルされるという「包」の特徴が見出される。柏が指摘するように、この「集団所有」とは、「包」の特徴がもっとも顕著に現れた農業経営であるといえる。

最後に、「田底権地主・田面権地主」をみると、この形態は、華中地方に多くみられるとし、その特徴を、『上海満鉄調査資料』などを参照しながら、柏は、次のように説明する。

「田底権地主・田面権地主」とは、まずなによりも一つの土地が、「田面」・「田底」の「二つに上下に分割されている」状態を示す。そして、「田面の所有権と、田底の所有権とがまったく別個のものとして存在している」とし、「一地に二主を認める」制度であると説明している。さらに、詳しく「田面」と「田底」の関係をみれば、「田面のみ所有者は耕作にあたって、田面は田底なくしては存在し得ないという理由によって、田底の所有者に対して一定の“租米”を納入する。その他の点では、“田面”の所有者は、“田底”の所有者とは全然関係がない。すなわち、“田面”の所有者は永遠にその土地を耕作し、“田底”の所有者の意思とは無関係に、田面を転売または出典し得る。したがって田面は、田底と独立して、それ自身の出典価格相場を有し、販売価格相場を持っている」としている（柏 1985 pp.113-114）。

このように両者の関係をみれば、柏が指摘するように「田底権所有者を地主とし、田面権所有者を小作農」という単純な構図に落とし込むことはできない。少なくともこの制度を「包」の視点で捉え直せば、田底権所有者が、田面権所有者に農業経営を請負わせている点に、「包」的な要素を見出すことが可能であろう。また、「一地二主」という制度とは、実に中国的であるといえるとともに、経営を請負っている田面権所有者の独立性、逆説的にいえば、田底権所有者の「寄生的性格」を発見することができる。さらに、田底権地主は、「レントナーと化した不在地主」であり、田面権地主に対して、耕作および耕作権の自由処分に対して、「なんらの干渉をもおおよぼし得ない」存在であり（柏 1985 p.115）、そこに「包」の特徴の一つである「水平的」な関係

性を発見することができるといえよう（また、柏は言及していないが、田面権地主の経営権および耕作権が、第三の他者に請負わせているケース、つまり、「包」の重層化構造が発生していたのではないかと推測することもできよう）。

以上、「自营地主」、「集団地主」、「田底権地主・田面権地主」の3つの形態についてみてきたが、柏が指摘するように革命前の農業経営のなかに、「包」の秩序を発見することは容易である。さらに、改革開放後における農業経営を考察する上で、多くの示唆が含まれていることはいうまでもない。無論、上述した「家庭联产承包责任制」を「包」の復活という一つの仮説に基づき、「包」的な農業経営が展開される結果として、「自营地主」、「集団地主」、「田底権地主・田面権地主」のような農業経営の形態が、改革開放後の中国農村にそのまま復活したと考えているわけではない。また、本論も、このような革命前の「包」的な農業経営を一つのゴールとして設定しているわけではない。しかし、3つの形態から看取された「包」の秩序が、部分的にせよ、改革開放後の農業経営に復活しているのではないかと考えることはあながち間違いではなからう。少なくとも上述したような「三権分離」のなかに、「一地二主」（「集団所有」に基づく所有権を保有する村と承包権から発生した「もう一つの所有権」を保有する農家）、また、農家が保有する「経営権」を民間企業などに、その経営を委ねることは、「集団地主」が宗族以外の外部者に経営を請負わせるスタイルに似ているといえるのではなからうか。ただし、単純に「包」の復活という結論を導き出すことは慎重に論を重ねる必要があることはいうまでもない。それゆえ、次章以降では、1980年代半ばから1990年代半ば頃までの上海市近郊農村の事例から、この問題についての分析を試みたい。

2. 上海市近郊農村における「家庭联产承包责任制」の変遷過程

とりわけ上海市近郊農村に限ったことではないが、「家庭联产承包责任制」を「包」の構造に落とし込めば、“「出包者¹⁰」＝村・「第一承包者¹¹」＝農家”という一つの原型的な農業経営の構図を示すことができよう。この構図とは、「所有権」と「承包権」という二つの権利が同時に成立する「一地二権」を端的に表すものであるが、上述したようにこの権利構造を正確に理解することは決して容易ではない。さらに、「承包権」の解釈、つまり、改革開放以降における農地に関する「包」についての考察を難しくしている背景は、“「出包者」＝村・「第一承包者」＝農家”という一つの原型的な構図が長く堅持されることがなかったためでもある（巻末資料・図1参照）。

確かに、この構図の下、農民たちの生産意欲は向上し、農業生産は劇的に回復し、多くの農民

10 「出包者」とは、契約を提示する者、あるいは投資者を指す。柏は「東家」と表記するが、本論では、「出包者」と統一する。

11 「承包者」とは、業務を請負う者を指す。柏は「掌櫃的」と表現するが、本論では、「承包者」に統一する。なお、「第1承包者」とは、「出包者」から一番初めに業務を請負ったものであり、「第2承包者」とは、「第1承包者」から業務を請負った者を指す。

の命を救うことになった。しかし、このような構図の下での農家経営が短命であったことも周知の事実である。すなわち、1980年代半ばを過ぎた頃から、農村の工業化の進展、大量の農民工の出現、都市化の推進によって、この“「出包者」=村・「第一承包者」=農家”という構図は大きく揺らぎ始める。

筆者は、この揺らぎ、すなわち、農地の「集団所有」と「包」の衝突によって生まれた化学反応を整理すれば、社会主義国家体制下における「承包権」についての理解を深めることができると考えている。この点を論証するため、以下では、筆者が1990年代半ば頃、上海市近郊農村において実施した調査を一つの起点とし、農業生産を巡って二つの秩序がどのような化学反応を起こしていたかを明らかにしたい。さらに、「集団所有」の下で、これまでとは異なる「包」の特徴が現れているのかどうかを検討し、社会主義国家体制下における「包」についての理解を深めたい。

筆者が1990年代を通して調査を実施した上海市近郊農村では、工業化の進展に伴い農家の主な働き手の離農が進み、「第一承包者」の農業経営は急速に形骸化していくことになった。言い換えれば、農地の流動化が生まれ、農業生産の規模経営化が促進されていくことによって、原型的な構図は早々に崩れ、同時に、「所有権」と「承包権」との矛盾が先鋭化することになったといえよう。とくに、経済成長が著しかった上海市近郊農村では、比較的早い段階から大きな変化が生まれていた。

当時の上海市近郊農村において生まれた変化を概観すれば、おおむね次のような点が指摘できる¹²。

第1に、上海市近郊農村では、「家庭联产承包责任制」が実施された翌年（1984年）頃から、すでに農業の規模経営の育成が始められていたといわれる。すなわち、一部の農家において働き手が非農業部門で働く機会が増えるなかで、農地の流動化が進み、農業の規模経営が生まれる傾向がみられた。たとえば、その経営数、経営面積は、徐々に増加傾向を示し、1985年から1987年の推移をみると、規模経営の数は、約1,100経営から3,986経営へと4倍に、また面積は、約22,000ムー（1ムーは約6.7アール）から約144,100ムーへ約6.5倍に増加し、その経営面積が、食糧田に占める割合は、0.75%から4.2%へと増加していた。

第2に、規模経営の経営主体をみると、専業農家¹³、合作農場（郷・村政府によって建設）、農業機械サービス隊が運営する農場などさまざまな形態が併存していたが、1980年代後半から

12 以下の農業に関する数値は、『上海経済年鑑』（1988年版・1989年版）からの引用である。

13 当時の上海市の統計資料をひも解くと、専業農家の定義は必ずしも統一されていたわけではない。たとえば、『上海経済年鑑（1988年版）』では、15ムー以上の農家と定義され、1987年の専業農家数は3,986戸となっているが、『上海郊区統計資料匯（1988年版）』では808戸とその数に大きな違いがある。その理由は、後者の資料では、農家所得に占める農業収入も含まれ、その基準が厳しくなっていたためである。以下では、農業関係の資料がより豊富な前者の資料を用い分析を進める。したがって、専業農家を15ムー以上の農家と定義する。

1990年代初頭の期間において経営主体の傾向をみると、まず、専業農家が主流であった。1987年当時、専業農家は規模経営全体の約9割以上を占め、経営面積は74,538 ムーで全体の8割弱を占めていた。しかし、その後、専業農家は減少傾向を示し、それに代わって1990年代初頭から合作農場が台頭していく。たとえば、合作農場が積極的に建設された嘉定区では、1991年末、合作農場は90か所あり、経営面積は22,204 ムーあり、規模経営の53.3%を占め、専業農家(808戸)の19,421 ムーを上回り、その後も、合作農場に基づく規模経営が展開されたといわれている¹⁴。

第3に、1990年代半ば頃になると、多くの合作農場は解散に追い込まれる。その理由は、後述するように農場管理者と農場員との間で生じた金銭トラブル、農地の転用などのためであったが、いずれにせよ、上海市近郊農村では、合作農場の閉鎖とともに、規模経営への関心が薄れていくことになった。むしろ地方政府を中心に、農地をいかにして開発するか、あるいは農業生産よりも収益性の高いものへの転用をどのように進めるかという点に注目が集まるようになっていった。とくに、1990年代半ば以降、土地に関する取り決めが、農地開発の容認、促進へと変わっていくなかで、上海市近郊農村では、規模経営というよりもむしろ農業生産に対するの軽視傾向が強くなったといえよう。

このように上海市近郊農村における1980年代半ばから約10年間の規模経営を概観すると、その終焉に、大都市上海の拡大、すなわち「都市化」の進展という大きな時代の流れを感じざるを得ない。しかし、この「都市化」によって、農業生産そのものが飲み込まれ、そこに生じていた揺らぎについての探究を意義のないものと決めつけることはできない。むしろ急速な「都市化」とは、農地を巡って、村と農家のそれぞれの思惑が衝突し易く、その上、農地(土地)の価値が高まれば高まるほど衝突によって生まれる矛盾はより先鋭化していったと推測できよう。言い換えれば、「所有権」と「承包権」による化学反応を辿る上では、上海市近郊農村とは、非常に先駆的で、わかりやすい事例であるともいえる。

3. 専業農家と「包」

上述したように上海市近郊農村では、農業生産の規模化は、「家庭联产承包责任制」の導入後、直ちに始まり、その後、規模経営は「都市化」という大波に飲み込まれることになるのだが、1980年代半ばから1990年代初頭における専業農家の実態を「包」の視点から考察すると、主に次のような点が指摘できる。

第1に、上海市近郊農村における農地の流動化は、上述したように非農業部門の発展、急速な都市化の促進などによる農家経営の兼業化、家計の非農業部門への依存度が高まるなど、外部環境の変化が大きな要因を形成していたことは間違いない。しかし、この他に、社会主義国家なら

14 嘉定区馬陸鎮に関する数値などの情報は、すべて筆者のヒアリングによって収集したものである。

ではの優位性を考慮する必要がある。ここでいう優位性とは、日本のように私的所有権の下で、なかなか農地の流動化が進まない現状と比べ、「集団所有」の下では、村が積極的に土地の流動化に介入することが可能であるという点である。そして、この優位性に基づき行われた農地の集積方法とは、「出包者」である村は、兼業化した農家（承包者）から「承包権」を返納させ、一部の農家または次章でみる合作農場に農地を再分配し規模経営を設立する方法である（巻末資料・図2参照）。このような方法は、「集団所有」の優位性を如実に物語るとともに、工業・農業をバランスよく発展させるための合理的な方法に映る。実際、当時のヒアリングノートを読み返すと、「工場での働き口を確保し、さらに、都市戸籍を与えるといえば、承包者である農民たちは、喜んで農地の承包権を返納する」という農村幹部たちの言葉が残っている。そして、筆者自身も、このような農村幹部たちの言葉に疑いを持たないばかりか、そのような農地集約方法に合理性や正当性を感じ取っていたことは、偽らざる事実である。しかし、「包」の諸特徴と照らしてみれば、「出包者」と「承包者」との間には、水平性とは異なる上下関係、指令・命令という権力構造が、その背後に潜っていたのではないかと推測することは容易である。言い換えれば、“「出包者」＝村・「第一承包者」＝農家”という原型的な構図は、「集団所有」を盾とした村の強い思惑のなかで、「第一承包者」からその「承包権」を剥奪していくことになった。そして、こうした剥奪が行われた背景としては、当時、「出包者」である村の関係者の多くが、「承包権」に含まれる権利を、耕作するだけの権利という程度の認識しか持ち合わせていなかったためであると推測されよう。

第2に、村の積極的な介入によって成立した専業農家は、作付け品目、農業機械の利用、販売ルートなどの大半は、村によって決められ、専業農家の自由裁量権はそれほど大きくはなかった。また、余剰コントロール権についてみると、定められた生産量を収めれば、残りは、すべて自由であったが、その実際は、農業機械の使用料、倉庫費用などの支払いもあり、負担は決して小さくはなかった。また、その利用先を勝手に決めることもできなかった。つまり、専業農家と村との間には、その経営において「包」の特徴である水平的な関係は生まれず、どこまでも垂直的な関係が形成されていたといえる。言い換えれば、村によって集められた農地で耕作を営むだけの存在に過ぎず、「経営権」が付与されていたわけではなかった。まさに上述した「一地二主」という状況からはほど遠く、どこまでも「一地一主」の状態が堅持されていたといえよう。そして、その要因として、「出包者」としての村が農業生産に対して担うべき役割は決して小さくはなかったこと。また、当時、まだ存在していた「農業税」は、村の発言権の正当性を形成していたと考えられる。

第3に、当時の上海市近郊農村では、上述した村の指導によって生み出された専業農家のほか、「出包者」の村を通さず、直接、「第一承包者」が、他の「第一承包者」から農地を借り入れ農地の集積が計られるケースも存在していた。いわゆる、「転包」と呼ばれる方法である。言い換えれば、この「転包」に基づく経営は、上述した村によって設立された専業農家とは異なり、その自由裁量権、すなわち、彼らが手にした「経営権」は決して小さくはなかった。つまり、1980

年代の半ば過ぎには、すでに「承包権」から「経営権」が萌芽的に派生していたといえる。しかし、当時、「転包」はまだ法的に認められていたわけではなく、そのため、「転包」に基づく專業農家が大きく成長する道はもとより閉ざされていた。しかし、「承包権」を貸し出す農家側¹⁵からみれば、「転包」とは、自らの農地の資産価値を認識した行為にほかならず、まさに「もう一つの所有権」という考え方が、改革開放後の早い段階で、すでに生まれていた事実を示すものであるともいえよう。

第4に、歴史に「もしも」は存在しないが、もしも「転包」が許されていたならば（「転包」が正式に認められるのは2003年である）、このような專業農家を核として、すなわち、專業農家を「第一承包者」として、「包」の重層化構造が生まれていく可能性は大いにあり得た。つまり、專業農家が、自らの耕作能力を超えた農地を借り入れ、それらを第三者へと農地を「転包」することができたならば、より一層の規模の拡大が可能となり、数年後には大規模な農場経営者へと転化していた可能性は否定できない。とくに、当時（1990年）の專業農家の年収をみると（以下の数値は、嘉定区馬陸鎮の專業農家105戸の平均）、5,000～6,000元であり、農村企業の労働者（1,834元）、農村工場の工場長（3,615元）の数値を大きく上回り、かなりの高所得者層であった。つまり、「転包」を通してより多くの農地を集積できれば、さらなる高収入を望むこともできたであろう。

第5に、1980年代後半から1990年代にかけて、專業農家の「退包」（承包権を行政に返納すること。また、「転包」によって集めた農地を返納すること）問題が発生した。当時、指摘されていた原因の一つは、專業農家の略奪的スタイルであった。つまり、2～3年程で収益を上げると、「退包」して、別の分野（その多くは、非農業部門）へ投資してしまうケースが多くみられたといわれる。確かに、当時の上海市近郊農村には、農業以外の魅力ある投資先が無数に存在していた。それゆえ、略奪的な経営スタイルが横行していただろうと想像することは容易い。しかし、その要因はすべからず「転包」が認められていなかったためである。むしろ数年で專業農家が農業経営から離れることは、上述したように「包」のビルド&スクラップの機能そのものであり、專業農家は、ビルド&スクラップを通して、その経営をそのまま他者に「転包」することができれば、專業農家が急速に姿を消すことはなかったであろう。その上、集積した農地を高い値段で他者に渡すことを前提とすれば（つまりビルド&スクラップを前提とするならば）、決して略奪的な経営を行うことはなかったのではなかろうか。しかし、「転包」は承認されておらず、それゆえ、專業農家の経営は略奪的にならざるを得なかった。そして、專業農家を核とした「包的な農業経営」は広がることはなく、結果として、「承包権」は「第一承包者」に戻り、上述した

15 「承包権」の貸出料（あるいは地代）は、地域によって大きく異なることはいうまでもないが、当時、上海でのヒアリングを振り返ると、「転包」による「現金収入はない」、「現物（米と麦）を分けてもらうだけ」という回答が多く聞かれた。しかし、今から考えると、地代は発生していたものの、部外者にはその実態が話されることはなかったというのが真実に近いのではないかとと思われる。

ように専業農家による農業の規模経営は上海市近郊農村から姿を消していくことになったといえよう。

このように 1980 年代半ばから 1990 年代初頭における上海市近郊農村の専業農家の成立からその終焉をみると、「集団所有」を後ろ盾にした村の権限は強く、「包」的な農業経営が生まれそうな芽は摘まれ続けていたといえる。その要因としては、「集団所有」を堅持すること、あるいは社会主義的であることが最優先すべき課題であったのではないかと考えられる。ただし、極秘裏に「転包」が行われていたという事実からも明らかのように、「もう一つの所有権」は、すでに生まれつつあったといえる。しかし、当時、農家が「レントナー化」すること、さらに、ある特定の農家に、「転包」を通して、農地が集積されることに対して、村の拒絶反応が強くみられたといえよう。言い換えれば、社会主義国家において、「地主」が生まれるような素地はあらかじめ潰さなければならなかったのだろう。つまり、次章で詳しくみるように、「集団所有」の主体である村および郷鎮政府が中心となり規模経営は運営されるべきであるという考え方が根強く存在していたといえる。

以下では、上海市近郊農村においてみられた村および郷鎮政府が中心となり運営されていた合作農場の歴史をpushしておきたい。

4. 合作農場と「包」

筆者は、1990 年代初頭、上海市嘉定区の馬陸鎮と安亭鎮に建設された合作農場について調査していたが、ここでは、「安亭合作農場」の事例から、その実態と問題点を指摘したい¹⁶。

第 1 に、「安亭合作農場」は、1993 年 2 月、ドイツのフォルクスワーゲン社との合弁企業として有名な上海フォルクスワーゲンの工場がある安亭鎮に設立されている。すなわち、自動車産業の発展に伴い、多くの農民が非農業部門へ移動したことが、農地の流動化を促進し、その設立が可能になったといえる。

第 2 に、この農場は、「安亭第一合作農場」（1987 年設立）と「安亭第 2 合作農場」（1989 年に設立）が合体する形で設立されている。後述するように、合体した理由は、第 1・第 2 農場で 1992 年に、農場側と農場員との間で収入の分配を巡りトラブルが発生し、農場員の一部が「退包」したため、組織の再編成に迫られたためである。

第 3 に、この農場の詳細をみると、総面積は 3,292 ムーあり、合作農場として、当時の上海市近郊農村のなかでは、最大級の規模を誇っていた。農場設立のために対象となった農地は 6 つの村にまたがり、農場員数も 124 人によって構成され、6 つの村の農業生産（とくに米と麦）の大半が担われていた。

第 4 に、農場員の構成をみると、第 1・第 2 農場の時代は、6 つの村の出身者で、全員男性で

16 嘉定区安亭鎮に関する数値などの情報は、すべて筆者のヒアリングによって収集したものである。

あった。しかし、農場員の「退包」後、出稼ぎ労働者（29人全員男性）、女性（44人全員地元農民）が新たに参加するようになっていた。請負地の平均面積は26.5ムーで、地元出身の男性（51人）は26.8ムー、地元出身の女性は19.7ムー、そして、出稼ぎ労働者は31ムーであった。

第5に、政府の投資額をみると、第1・第2農場の設立のために約300万元が投資されていた。その構成比は不明であるが、安亭鎮、嘉定区、そして上海市から投資され、圃場整備、灌漑施設、農道整備、倉庫建設などにあてられた。さらに、この農場の設立にあたり、第1・第2農場時代の独立採算性から安亭鎮の直接経営に移り、農場長、会計、農業機械担当者、雑務員などの28名の賃金は、鎮財政によって賄われ、その上、農場員一人ひとりに生産補助費（奨励金）という名目で年間75元が支払われていた。こうした費用の支払いのため、安亭鎮から毎年約30万元が負担されていた。

第6に、農場員の平均年収は、第1・第2農場時代と大きく変わらず、おおよそ5,000～6,000元であった。ただし、請負条件については、収入の分配を巡りトラブルが発生していたため、その詳細は不明であった。

第7に、この農場は、1995年の冬に解散することとなった。設立からわずか3年あまりで解体を余儀なくされ、安亭鎮の規模経営の試みは、第1農場の設立から数えても8年足らずの短命であった。筆者は、奇しくもその解散日に立ち会い、農場長から、話を聞くことができた。彼は、解散の理由について多くを語ろうとしなかったが、鎮政府から一方的な解散命令であったことだけは間違いないようであった。

以上、「安亭合作農場」が辿った歴史を簡単に振り返ったが、「包」の視点からみれば、主に次のような点を指摘することができる。

第1に、そもそも第1・第2農場の時代の「包」の関係をみれば、「出包者」は鎮政府であり、第1の「承包者」は農場長、そして、第2の「承包者」は地元農民であったといえ、「包」の重層化構造が萌芽的であるにせよ、生まれつつあったといえる。しかし、上述したように、収入の分配を巡りトラブルが発生し、多くの地元農民が「退包」したことを契機に、第1の「承包者」である農場長は、その「経営権」を剥奪され、「包」の構図は大きく崩れてしまった。

第2に、トラブルの原因については、その詳細は不明であるが、「包」の構図が、いびつな形で広がっていたのではないかと考えられる。つまり、第1の「承包者」である農場長から「包」の構造が発生したのではないかと推測できる。具体的にいえば、農場の管理層といえる人材および雑務担当者が、農場長と「包」の関係を結び、農業生産とは関係ない部署での重層化構造が生まれ、そこに繋がる人びとの費用が、農場員の利益を蝕んでいったと推測できる。しかし、この構造はどこまでも経費に群がるものであり、それゆえ、こうしたムダな「包」の構造を排除するため、鎮政府は、直接的な経営に乗り出したと推測される。

第3に、「安亭合作農場」の設立とともに、農場員のなかに、出稼ぎ労働者が参加している点を「包」の視点からみれば、少々奇異な感じを否めない。なぜならば、こうした出稼ぎ労働者を「請負者」とするならば、何故、第1・第2農場の時代に、地元農民の農場員たちは、出稼ぎ労

働者を第3の「承包者」として利用しなかったのかという疑問が浮かぶ。つまり、「出包者」は鎮政府、第1の「承包者」は農場長、第2の「承包者」は地元農民、そして、第3の「承包者」は出稼ぎ労働者という「包」の構造が生まれても決しておかしくなかったはずである。少なくともすでに、工場では、ホワイトカラーは地元農民、現場労働者は出稼ぎ労働者という構図は定着しており、このような構図が農業生産の現場に持ち込まれてもそれほど違和感はなかったのではないだろうか。あるいは、農場長は、トラブル発生後、地元農民の多くを切り捨て、第2の「承包者」の大半を出稼ぎ労働者に変更することもできたはずである。そうすれば、農場長にとって有利な形で請負契約を結ぶことも可能であっただろう。

第4に、「安亭合作農場」の設立とともに、地元住民の女性が参加しているが、その背景は、出稼ぎ労働者の流入に対する一つの抵抗ではなかったかと考えられる。もちろん、農家単位で考えれば、夫は工場などの非農業部門で働き、妻は、農業生産に従事することによって、収入増がその目的であったことに間違いはない。しかし、出稼ぎ労働者＝農場員という構図は、彼らの滞在期間の長期化を可能とし、とくに、当時の上海市では、出稼ぎ労働者に対する風当たりは非常に強く、そうしたよそ者の侵入を極力防ごうとした可能性を否定できない（原田 1994, 1997）。また、こうした地元住民と出稼ぎ労働者の確執が「包」の構図に影響を与えただけではなく、結果として、農場の解散を促進させた一つの要因になったと思われる。つまり、表面上の解散理由は、鎮財政の削減という理由であろうが、地元農民からみれば、よそ者に農地を占有され、多くの出稼ぎ労働者が隣人となるような状況は受け入れ難く、解散しても構わないという風潮が少なからずあったのではないだろうか。

第5に、農場の解散後、再び、「承包権」が、地元農民に返還されることはなかった。農場の跡地は、工場、住宅などが建設されることになるが、もはや「承包権」を失った地元農民は、そうした開発からの恩恵を受けることはできなかった。規模経営設立のために、あるいは農業生産のためという大義名分の下、再集積された「承包権」は、鎮政府によって、より収益性の高い事業へ転用され、多くの利益をもたらすことになる。そして、こうした状況を地元農民たちは苦々しく眺める以外方法はなかったといえよう¹⁷。ただし、このような結果は、少なからず他の農民に対して、容易に「承包権」を手放してしまうと、補償金を受けることができない厳しい現実が突きつけられ、「承包権」の重要性を改めて考えるための機会を与えるには充分であったともいえる。

以上、合作農場についてみてきたが、上述した専業農家と同じく、「包」の視点からみれば、その構図のなかに、「水平性」、重層化構造という特徴を明確に看取することはできない。どちら

17 嘉定区馬陸鎮に1989年に設立された棕坊合作農場も同じような末路を辿っている。この農場は1994年春に解散し、その後、「自動車運転免許教習所」が設立されている。1990年代半ば頃から活発化する地方政府による農地を対象とした開発において、「請負権」が分散化した農地を対象とすると、補償交渉に時間と費用がかさむが、すでに「請負権」が集約されていた規模経営ではその交渉は必要とされず、開発対象になりやすかったと推測できる。

かといえば、中途半端な「包」の構造が存在するだけである。その大きな理由は、専業農家の場合と同じく、「集団所有」の主体である村の存在が大きく影を落としている点に求められるだろう。

おわりに——「三権分離」と「包」

本論では、「家庭联产承包责任制」で導入された「承包権」を、革命前に柏が発見し、加藤が改革開放後に再発見した「包」そのものであるという仮説に基づき、主に1980年代半ばから1990年代半ば頃までの上海市近郊農村の農地の流動化に基づく農業の規模経営についてみてきたが、その歴史を振り返ると、「承包権」に関する当時の解釈は、「耕作権」に留まり、その上、「一地一主」の所有者としての「集団所有」の主体である村の権限は決して小さくなかったといえる。あるいは村や郷鎮政府が中心となり行う農業経営とは、どこか歪で、「包」的な農業経営の芽を摘みながら進んだという印象を持たざるを得ない。無論、その背景として、社会主義国家体制の下では、「地主」の再生を拒まなければならない要因を指摘できよう。しかし、それ以上に、「集団所有」の主体である村および郷鎮政府が加担しながら、その権力を盾とし、規模経営という名目の下で農地を集積し、工業化や都市化の進展に伴い集積した農地の転用を通じ、莫大な利益をその手に収めようとする思惑が潜んでいたのではないかと、という疑惑を抱かざるを得ない。もちろん、農地の開発に伴う村や郷鎮政府への資本蓄積は、経済成長を促進させる重要な要因であったことは間違いなくであろうし、とりわけ大都市上海の近郊農村では、そのような傾向が顕著であったと考えられる。

ただし、上述したように専業農家のなかには、村を通さずに農地を「転包」によって集積するケースも存在していた。言い換えれば、農地の「集団所有」の下でも、「転包」が行われていた事実は、農民たちが、農地の資産価値をすでに認知していたことの一つの証にほかならない。正式に認められていなかったにも関わらず、少なくとも彼らの意識のなかでは、「承包権」に「もう一つの所有権」が存在していることを認識していたと判断することができよう¹⁸。そして、その後、上述したように「転包」、すなわち、「承包権」の流動が正式に認めら、さらに、「経営権」が加わったことにより（巻末資料・図3参照）、農民たちのなかで「もう一つの所有権」はより明確に具現化することになる。具現化した要因として、しばしば指摘されるように村や郷鎮政府による略奪的な行為から農民を守るためであるという説明もあるが、その他に、農民たちが秘密裏に「転包」を繰り返していた行為が、政策変更になくならず影響を与えていたと推測できよう。

そして、「もう一つの所有権」が具現化されたことは、その後の農業経営の方向性を決定づけるとともに、「包」的な農業経営を促進させる基盤を作りあげたといえる。つまり、本論の課題

18 合作農場においてその権利をよそ者（出稼ぎ労働者）に渡したくないという強い思いの表れに、農民たちの農地に対する所有の概念を知ることができるだろう。

である「集団所有」と「包」との衝突によって生まれた化学反応とは、最終的に「三権分離」を政府が認めたことから明らかのように、中国農業とは「包」的な特徴を有する農業経営に大きく偏り、それは「包」と呼ばれる中国の伝統的な経済秩序の復活したことを意味するものであるといっても言い過ぎではなからう。もっとも、柏が描いた革命以前の中国農村がそうであったように、21世紀における「包」的な農業生産の形態や農地の権利構造は必ずしも一つではないだろう。また、作付けされる品目、グローバル化しつつある農産物市場などの外部関係によってもその形態には違いがみられるのではないかと推測されよう。

ただし、筆者は、「もう一つの所有権」が具現化されたことによって、農地の権利構造は、上述した「田底権」と「田面権」に近い状態、すなわち、「一地二主」という「包」の一つの原型が復活したのではないかと推測している（巻末資料・図4参照）。そして、この「一地二主」の「田底権」と「田面権」のそれぞれの所有者について考察を進めれば、改革開放後における「包」的な農業経営をより具体的に描くことができる。

革命前の「田底権地主」は、「大地主」であり、実際の耕作には関与していなかったことを鑑みれば、「田底権」の所有者とは、「集団所有」の主体である村であり、「田面権地主」が農家である、と解釈すれば収まりがよさそうでもある。

しかし、筆者は、“「田底権地主」=村・「田面権地主」=農家”という構図は、「三権分離」の確立によって逆転し、“「田底権地主」=農家・「田面権地主」=村”という構図が成立していると考えている。その根拠とは、「経営権」の扱いにある。上述したように、「三権分離」によって「経営権」を第三者に請負わせることが可能となったが、「経営権」を引き受ける側（つまり「承包者」）からみれば、零細で分散化した農地の「経営権」に魅力を感じることはないだろう。少なくともより多くの収益を求めるならば、大規模な農地が必要とされることはいうまでもない。そして、そのような大規模な農地を、たとえば、民間企業が各農家と交渉し集積することは至難の業であろうし、「集団所有」の主体である村が、そのような勝手な農地集積を許すとは考えにくい。むしろ、「経営権」の「承包者」を探す役割は、村である可能性は高い。つまり、村とは、農家と交渉し農地の「経営権」を集め、第三者に請負わせる役割を担っているのではないだろうか。無論、上述した革命前にみられたように「田面権地主」が、その所有権の売買までを許されていた点とは異なり、あくまでも集積した「経営権」の取引だけに限定されるが、村の役割とは、「田底権地主」である多数の農家から「経営権」の取引を一任された存在へと転換したといえるのではなからうか。

さらに、農家が「田底権」を所有する形態を、上述した「集団地主」の視点から捉え直すことも可能である。もっとも、現在において「集団」とは必ずしも「宗族」と一致しているわけではない。ただし、少なくとも「同じ村」という一つのカテゴリーで括るとすれば、村の農地とは、「同じ村に生まれた」（または村の戸籍を保有する）農民たちが、その村の農地を集団所有していると捉えることができよう。そして、村は、農民たちの代表として、村外にかつての「富商巨神」のような民間企業や投資家を見出し、選ばれた第三者が、実際の農作業を行うさらなる他者を見

出しながら農業生産が営まれることになった、と解釈したほうがより自然といえよう。

このように「三権分離」の下での農業生産をみれば、「一地二主」の状態、また、「集団地主」という「包」的な農業経営の復活を確認することができるとともに、「包」的な構図に落とし込めば、“「出包者」＝田底権の所有者である農家 「第1 承包者」＝田面権の所有者である村 「第2 承包者」＝民間企業または投資家”という「包」の重層化構造を描くことができるであろう。

もちろん、このような構図に対しては、いくつかの問題が存在することも事実である。

なによりも、「出包者」を田底権の所有者である農家と位置付けることは、いうまでもなく、農地の「集団所有」に基づく社会主義国家体制の後退を意味し、その存在意義が問われることにもなりかねない。その上、農家は、農地の「経営権」を他者に貸出すことによって、「レントナー」へと変貌を遂げることになる。まさに社会主義国家における「地主」の誕生にほかならない。

しかし、そもそも零細な農地しか持たないという事実を顧みれば、それほど大きなレントが発生することはない。つまり、田底権は多数の農家によって零細な状態で分散所有されている状況にほかならず、農家が得ることのできるレントとは、最低限の収入保障（または最低限の生活保障）程度のものに過ぎないケースが少なくないだろう。あるいは、「経営権」の流動化が、主に「田面権」を保有する村によって進められれば、「田底権」を保有する農家が「大地主」へと転換する道は小さい、と解釈することもできよう¹⁹。すなわち、中国の農地とは、半ばその零細性が固定化された「田底権」を多数の農家によって「集団所有」されている状況にほかならず、少々視点を変えてみれば、中国の農地は、多数の「主（あるじ）」によって分散所有されている状態が生まれたといっても言い過ぎではない。そして、多数の「主（あるじ）」を基盤とする経済・社会の誕生は、とりわけ社会主義の思想に反すると決めつけることはできないだろう。むしろ「包」の復活により、社会主義的思想をも反映した一つの経済秩序が生まれた、という新たな意味を付与することが可能ではなかろうか²⁰。

19 集積された農地の「承包者」とは、必ずしも民間企業だけではなく、地元の農民がその引き受け手となるケースもあるだろうし、そのなかには、村を通さずに農家間の「転包」を通じて行われるケースもあるだろう。それゆえ、「地主」が生まれる可能性を否定することはできない。ただし、筆者は、改革開放後において多くの農民が都市へと流出した現状を顧みれば、「地主」へと転化する予備軍はそれほど多くはないのではないかと推測している。

20 本論の視点は、あくまでも農地の権利構造についての考察であるため、現実の農業生産の現況および今後の推測は別稿に譲らなければならない。ただし、ここでは、若干、農地の権利構造の問題を絡めながら農業生産についての考察を加えておきたい。まずなによりも「三権分離」の下では、農家が保有する「もう一つの所有権」が、今後の農業生産を推測するにあたり、それほど大きな役割を果たすことはないだろうと指摘できる。すなわち、革命前の「田底権地主」が実際の農業生産に強く関与しなかったように、現代の多数の「主（あるじ）」も、農業生産に関して、それほど大きな影響力を持ち得なくなる可能性は高い。実際、農民工として故郷を離れた人びとは、まさに不在地主化し、地元の農業生産の発展に貢献することは不可能に近い。それゆえ、今後は、田面権所有者である村、すなわち「集団所有」の主体である村が、「経営権」の集積にその役割を發揮し、資本の流入、新たな

【巻末資料】

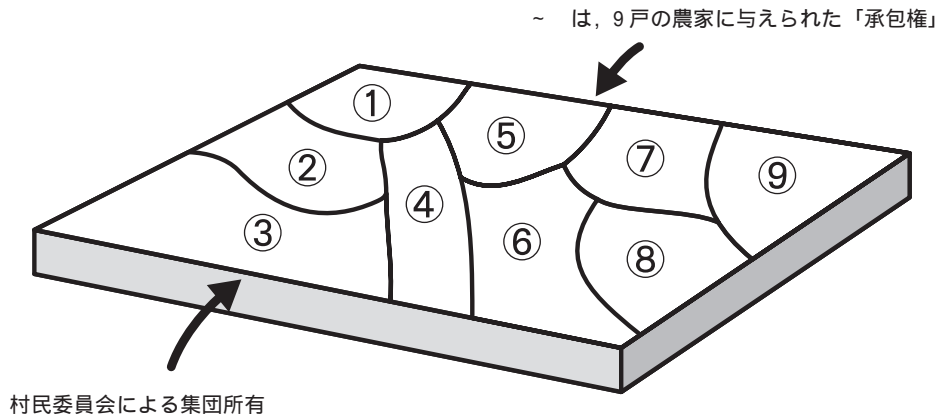


図1 基本的な「承包制」

「承包権」の分配は、農家の人数または労働力に応じて分配された。

技術の導入などを促進できるかどうか、あるいはより広大な規模経営を運営できるかどうか、中国農業の将来を左右する可能性は高いといえよう。ただし、金湛（「中国における農地流動化の推進と小規模農家経営への影響 湖南省の事例から」中国経済経営学会の ICCS 分科会「農村、都市、市場」、2019年11月17日開催）の指摘通り、中国のすべての農地が、投資先として魅力があり、規模経営に適したものではないことはいうまでもない。具体的にいえば、そもそもレントを期待できない農家が多数存在している事実を目を背けるわけにはいかない。平地の農村と山間部の農村、あるいは一つの村のなかでも優良な農地とそうではない農地が存在している。このような違いは、必然的に地域間格差、農家間格差を生むことになるであろう。この格差をどのように埋め、より多くの農家にレントを配分できるかどうかは、今後の大きな課題の一つである。また、たとえ「経営権」が集積され、規模経営が行われたとしても、その成否は、いうまでもなく「市場」に委ねなければならない。なかでも、農産物のグローバル化が進むなかで、本論で述べてきた「集団所有」と「包」の化学反応によって生まれた農業経営が、生き残れるかどうかは別問題であり、市場の変化に応じて、さらなる化学反応が生まれる可能性は高い。市場の変化に応じて「集団所有」が前面に押し出されることになるのか、または、「経営権」とは異なる新たな権利が生まれてくることになるのか定かではないが、今後も、この化学反応に対しては注意していくべき視点であることはいうまでもないであろう。

～ の農家の「承包権」は村民委員会に返納され、農地の「承包権」が集約され、～ の專業農家の成立または、合作農場の成立。ただし、村民委員会を通さずに、すなわち、～ が～ の農家と交渉を行い、「承包権」が集約するケースもあったが（「転包」）、それは法的に認められていたわけではない。

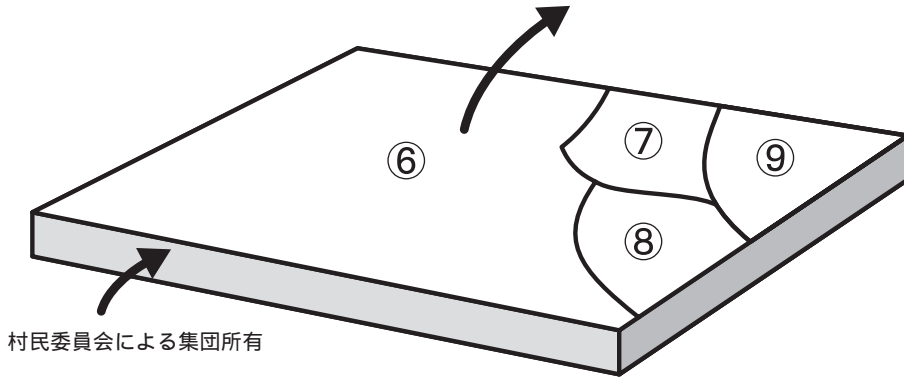


図2 「承包権」の流動化

「転包」が正式に認められたのは、2003年である。

～ の農家に「経営権」が与えられる。この「経営権」の流動化（貸し借り）が可能となる。～ のレントナー化。

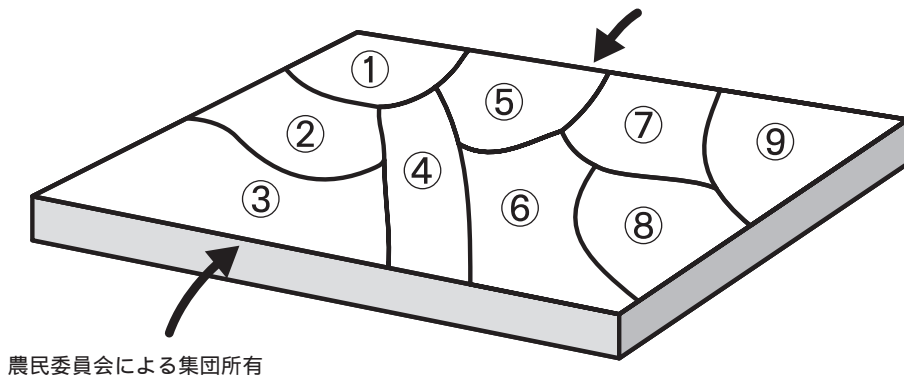


図3 「経営権」の誕生

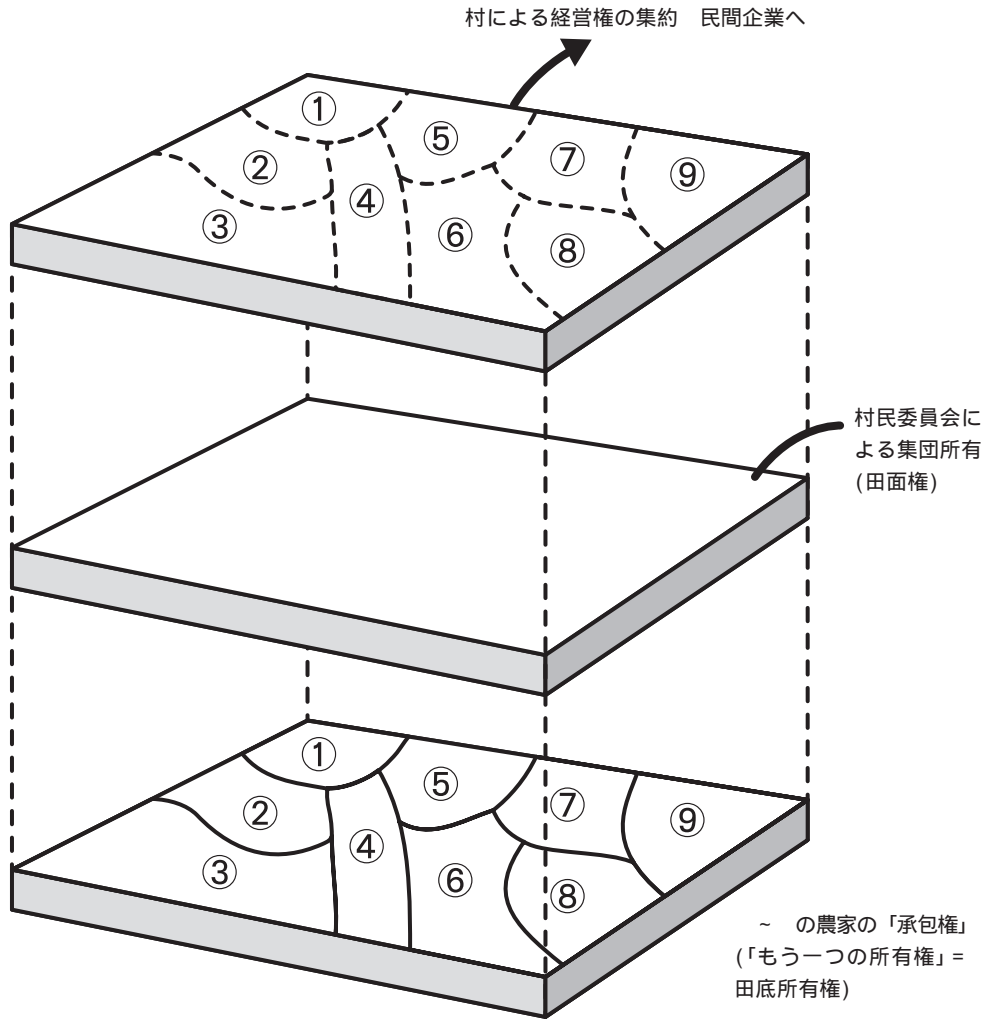


図4 一地二主の復活

【参考文献】

- 内山完造 (2011) 『両辺倒 中国人的政治・経済感覚の古層』(長肆心水)
- 加藤弘之・久保了 (2009) 『進化する中国の資本主義』(岩波書店)
- 加藤弘之 (2010) 「移行期中国の経済制度と「包」の倫理規律」中兼和津次編著『歴史的視野からみた現代中国経済』(ミネルヴァ書房)
- 加藤弘之 (2013) 『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』(NTT 出版)
- 加藤弘之 (2014) 「中国型資本主義の「曖昧さ」を巡るいくつかの論点 中兼和津次氏の批判に答える」(『国民経済雑誌』第 210 巻第 2 号)
- 加藤弘之 (2016) 『中国経済学入門 「曖昧な制度」はいかに機能しているか』(名古屋大学出版会)
- 中村圭 (2019) 『なぜ中国企業は人材の流出をプラスに変えられるのか』(勁草書房)
- 原田忠直 (1994) 「上海市における出稼ぎ労働者の実態」(『中京商学論叢』41 巻第 1 号, 中京大学商学会)
- 原田忠直 (1997) 「上海における出稼ぎ労働者の行動様式 自営業者を中心に」(『日本福祉大学研究紀要』(第 97 号), pp.39-87 日本福祉大学)
- 原田忠直 (2011a) 「中国におけるセーフティネット形成と「包」の倫理規律」(『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第 123 号 日本福祉大学福祉社会開発研究所)
- 原田忠直 (2011b) 「柏史観と「包」の倫理規律」(『日本福祉大学経済論集』第 43 号 日本福祉大学経済学会)
- 原田忠直 (2013) 「包についての一考察 鄧小平と「擦辺球」」(『現代と文化』第 127 号 日本福祉大学福祉社会開発研究所)
- 原田忠直 (2014a) 「奇妙な宴会 アーレントは着席するか?」(『現代と文化』第 129 号 日本福祉大学福祉社会開発研究所)
- 原田忠直 (2014b) 「現代中国における「包」と「発展のシェーマ」についての一考察」(『中国社会の基層変化と日中関係の変容』(日本評論社)
- 原田忠直 (2016) 「農民工からみた中国の社会 ある一枚の写真から読み解く中国の社会」(『中国 21』44 号 愛知大学現代中国学会編, 東方書店)
- 原田忠直 (2017a) 「「包」が進める農業規模経営についての一考察」『新次元の日中関係』(日本評論社)
- 原田忠直 (2017b) 「「包」の「特殊性」から読み解く「中国経済のシェーマ」 柏祐賢と加藤弘之が探し求めた中国研究の核心」(その一) (『ICCS 現代中国学ジャーナル』第 10 巻第 1 号 国際中国学研究センター)
- 原田忠直 (2018) 書評 「中国経済学入門 「曖昧な制度」はいかに機能しているか」『中国 21』(47 号 pp.209-218 愛知大学現代中国学会編 東方書店)
- 原田忠直 (2019a) 「包」の特殊性から読み解く「中国経済のシェーマ」(その二) 『ICCS 現代中国学ジャーナル』(第 12 巻, 第 1 号 国際中国学研究センター)
- 原田忠直 (2019b) 書評 『なぜ中国企業は人材の流出をプラスに変えられるのか?』(『日本福祉大学経済論集』第 59 号 日本福祉大学経済学会)
- 竇劬久俊 (2017) 『産業化する中国農業 食糧問題からアグリビジネスへ』(名古屋大学出版会)
- 陈云朝 (2018) 『近代“一田两主”习惯转型研究 以徽州六县为中心』(中国书籍出版社)
- 曹樹基 (2007) 「两种“田面田”与浙江的“二五减租”」(『历史研究』第 2 期)
- 戴建国 (2011) 「宋代的民田典卖与“一田两主制”」(『历史研究』第 6 期)